

春日部市立学校夜間照明施設条例の一部を改正する条例

春日部市立学校夜間照明施設条例（平成１７年条例第１９１号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前												
（使用料の還付） 第14条 （3） その他市長が特に必要と認めたとき。 別表（第12条関係） 夜間照明施設使用料 <table><tr><th>使用時間</th><th>使用単位</th><th>金額（円）</th></tr><tr><td>午後 7 時から午後 9 時まで</td><td>1 時間</td><td><u>1,100</u></td></tr></table>	使用時間	使用単位	金額（円）	午後 7 時から午後 9 時まで	1 時間	<u>1,100</u>	（使用料の還付） 第14条 別表（第12条関係） 夜間照明施設使用料 <table><tr><th>使用時間</th><th>使用単位</th><th>金額（円）</th></tr><tr><td>午後 7 時から午後 9 時まで</td><td>1 時間</td><td><u>1,000</u></td></tr></table>	使用時間	使用単位	金額（円）	午後 7 時から午後 9 時まで	1 時間	<u>1,000</u>
使用時間	使用単位	金額（円）											
午後 7 時から午後 9 時まで	1 時間	<u>1,100</u>											
使用時間	使用単位	金額（円）											
午後 7 時から午後 9 時まで	1 時間	<u>1,000</u>											

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成１９年１０月１日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日部市立学校夜間照明施設条例に規定する施設の使用に係る使用料については、平成１９年１１月１日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。